

一般社団法人森青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人森青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は主たる事務所を、北海道茅部郡森町字本町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治・経済・社会・文化等の発展を図り、会員の指導の啓発に努めるとともに、国際親善を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党及び宗教のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会・文化等に関する調査研究及びその改善に資する諸事業
- (2) 会員の指導力及び能力の開発に関する研究並びに会員相互の連携に資する事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 森町及びその周辺に居住又は勤務する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、事業年度中に40歳に達するときは、その事業年度の末日までは正会員の資格を有するものとし、また、他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることはできない。
- (2) 特別会員 40歳に達した事業年度の末日まで正会員であった者で、理事会にお

いて入会を承認された者とする。

(3) 名誉会員 本会議所に功労のあった者で、理事会において推薦された者とする。

(4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において承認された者とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会議所の正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員及び賛助会員は、理事会の承認を得て前項の事業に参加することができる。

(義務)

第9条 本会議所の会員は、本定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(会費等の納入義務)

第10条 正会員は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、これを除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。

(2) 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき。

(3) 本定款その他の規則に違反したとき。

(4) その他会員として適当でないと認められたとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第10条の支払い義務を3年間履行しなかったとき。

(2) 死亡又は団体である会員が解散したとき。

(3) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第15条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事、理事長、副理事長及び専務理事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎年1月及び9月に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 毎年度1月に開催される定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第18条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議の基づき理事長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は、日時、場所、総会の目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、総会の日から10日前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができることとするときは、総会の日から14日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の2を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第22条 総会に出席しない正会員は、理事会において認められた総会に限り、書面又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が、これに署名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第24条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の規定にかかわらず理事長、副理事長及び専務理事を総会の決議によって選定することを妨げない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第28条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなる場合には、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 その他理事及び監事の選任又は解任に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

(直前理事長)

第31条 本会議所に、任意の機関として、直前理事長を1人置く。

2 直前理事長は、理事長経験を生かし、本会議所の業務について必要な助言をする。

3 直前理事長の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 直前理事長の報酬は無報酬とする。

(顧問)

第32条 本会議所は、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、その知識及び経験を活かし、本会議所の運営について適宜助言をする。

- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監査
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の3日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 例会及び委員会

(例会)

第39条 本会議所は、会員相互の親睦と、第5条に定める事業を推進するための連絡及び協議を行うことを目的として、例会を開催する。

- 2 例会は、すべての正会員をもって構成する。
- 3 その他例会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第40条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため、委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上3名以内及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、正会員の中から理事会において選任及び解任する。
- 4 その他委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業計画書及び収支予算)

第42条 本会議所の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

- 4 本会議所は、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第44条 本会議所が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする場合も、同様とする。

第9章 管理

(事務局)

第45条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 その他事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第46条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、総会の決議により、変更することができる。

(解散)

第48条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会議所が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第50条 本会議所の清算に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第51条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員から徴収することができる。

第12章 雑則

(施行規則等)

第52条 本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の役員は、次のとおりとする。

理事長 藤田健一

副理事長 河野文彦 西村昌一 岩本浩希

専務理事 佐々木真一

理事 小池剛司 宮下広光 小川晃史 吉田智明 柳田将栄 山崎真護

石岡位一 奥山太崇 大須賀勇樹 永井将太

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 （権限）第16条及び（役員の設定）第24条及び（選任）第25条及び（権限）第34条の改正は平成26年9月9日より施行する。